

資材置場、駐車場等へ転用予定の場合に提出する書類

令和2年4月に農林水産省「農地関係事務処理要領」が改正され、転用目的が資材置場や駐車場等に係る審査の留意事項が新設されました。主な内容は、資材置場や駐車場等の転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないように、事業規模の妥当性や事業実施の確実性等を的確に判断する必要があるというものです。

このことや近年の転用後の状況を鑑みて、宇城市農業委員会では、資材置場や駐車場等の転用許可申請については、以下の書類で確認し、転用事業の確実性及び永続性の審査を行います。

確認	提出する書類	備考
	申請者が個人の場合は職業、法人の場合は事業目的と転用事業との関連性が分かる書類	転用事業との関連の記載がある定款や事業経歴（申告書の写しや事業に必要な許可等）等
	申請地での土地利用状況	配置図に資材や車輛等の種類、面積、数量を記載する。
	資材置場や駐車場等を必要とする具体的な理由	事業計画書に具体的に記載する。 （既存の場所がある場合はなぜ必要なのか、既存の資材置場の返却、事業量増加等の具体的な理由）
	現に利用している資材置場や駐車場等の状況	利用状況が分かる写真を添付すること。 新規に事業を行う場合は不要。
	過去10年間で転用許可を受けた資材置場や駐車場等がある場合はその現在の利用状況	利用状況が分かる写真を添付すること。 過去転用許可を受けていない場合は不要。
	【資材置場の場合】事務所（事業所）と資材置場等との位置関係が分かるもの	事務所と申請地との位置関係が分かる地図を添付する。また、既存の資材置場等がある場合はその位置関係も地図に記載する。
	主たる道路から申請地への進入路及び幅員が分かるもの	配置図または地図等に記入可。幅員が狭い場合は、運搬予定車両が通行可能かどうか併せて記載する。
	【貸資材置場、貸駐車場等の場合】申請者と貸付先との関係が分かる書類	不特定多数を対象とした貸駐車場の場合は、具体的な需要が客観的に分かる書類
	その他審査に必要な書類	

留意事項

※事業内容や営業範囲、資材の利用方法等を審査し、永続性が認められない場合は、必要に応じて一時転用とし、更新申請時に利用状況を確認の上、恒久転用とする場合もあります。

※現に利用している場所があり、その場所が十分に利用されていない場合は必要性は低いと判断する場合があります。

※資材置場や駐車場等の許可目的どおりに十分に利用されず複数回にわたり、宅地分譲等の他用途に転換されている場合は、今後も同様に他用途に転換される可能性が高いことから、必要に応じて一時転用とし、更新申請時に利用状況を確認の上、恒久転用とする場合があります。

※貸資材置場や貸駐車場の場合は、基本は実際に使用する者が申請人となりますが、貸付け先が明確な場合等、上記書類で確認でき、永続性が認められるものは許可できる可能性があります。

（例外：会社役員が取得、整備士、当該会社に貸し付ける場合。親子間の賃借や譲渡により整備し、貸し付ける場合。不特定多数を対象とした貸駐車場は、具体的な需要が客観的に見込まれる場合は許可される可能性があります。）